

EQGA 公認プロファイラー規約

前文

EQGA 公認プロファイラーとは、EQI®（行動特性検査）（以下「EQI®という」）の結果に基づき受検者の行動特性を明らかにする EQI プロファイリング技法を習得し、EQ 理論及び EQI®を通じて、個人の自立と成長を支援することを使命とし、個人が現在の状況について認識を深め、将来の行動パターンを改善するための援助に努める者をいう。

EQGA 公認プロファイラー資格（以下「本資格」という）は、ある一定水準に達したプロファイラーを認定するために株式会社アドバンテッジ リスク マネジメント（以下「当社」という）が設けた資格である。

当社は、EQGA 公認プロファイラー（以下「公認プロファイラー」という）の水準を保証するため、当社グループ会社の中に EQ グローバルアライアンス（以下「EQGA」という）を設け、本資格の審査及び認定を厳正に行うこととする。

公認プロファイラーは、常に自らの業務が個人の日常生活に重大な影響を与えることを自覚し、EQ 理論及び EQI®についての知識及びフィードバック手法等の援助技法を継続的に研鑽することが求められる。

公認プロファイラーは、上記の趣旨を理解し、以下の資格規定及び倫理規定を遵守する義務を負うものとする。

第1章 公認プロファイラーの資格規定

第1条 資格認定審査受験資格

公認プロファイラー資格認定審査受験資格は、当社が指定した公認プロファイラーセミナーの全日程を受講、修了した者に与えられる。当社は、公認プロファイラー資格認定のために、EQ 理論及び EQI®に関する知識、EQI プロファイリングメソッドの手法、EQI プロファイリングスキル向上のためのセミナーを提供する。

第2条 資格審査の実施

資格認定審査の実施は EQGA が行い、この資格認定審査は筆記試験、と適格性の確認（適格確認審査）を行う。EQGA は適格確認審査において、過去5年以内に本資格を取り消された者については、資格認定を拒絶することが出来るものとする。

第3条 本資格の認定

本資格は、当社が実施する資格認定審査の全てに合格した者に対して、認定される。当社は、本資格認定者に対し、EQGA 公認プロファイラー証を交付する。また、その取得者の氏名・住所・所属等を EQGA の管理する公認プロファイラー名簿に登録する。

第4条 本資格の有効期間

本資格の有効期間は、発効日より起算して2年間とする。

第5条 本資格の更新

有効期間満了前にEQGAから資格更新の通知を行い、更新の意思を確認する。更新に際し、公認プロファイラーはEQGAが定める更新条件を満たした者が、更新のための適格確認審査（更新審査）を受けることができるものとする。EQGAは、更新審査合格者に対し本資格の更新を行う。

第6条 資格認定の取消・失効

1. EQGAは、本資格の有効期間中であっても、公認プロファイラーが以下のいずれかに該当する場合には、何らの催告なしに直ちに本資格を取り消すことが出来るものとする。
 - (1) 本規約第13条（禁止行為）のいずれかに該当することが判明したとき
 - (2) 本規約第22条（反社会的勢力との関係）の表明に虚偽があったとき
 - (3) 本規約に定める公認プロファイラーの義務を怠ったとき
 - (4) 当社への届出内容に虚偽があったとき
 - (5) その他本規約に違反したとき
 - (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (7) 仮差押、差押、破産手続き開始の申立てがあったとき
 - (8) その他本資格の保有が著しく不適切と当社が判断したとき
2. 当社は、前項により本資格を取り消したことにより生じたいかなる損害について一切責任を負わないものとする。
3. 公認プロファイラーは、本資格を取り消された場合は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い直ちに債務を弁済するものとする。
4. 本資格は、第5条に記載する更新を行わなかった場合は有効期間満了をもって失効とする。
5. 公認プロファイラーは本資格を取り消された場合及び失効した場合は、当社から資格取消失効の通知を受領した日より5日以内に、EQGA公認プロファイラー証及び当社が提供した資料等（定義は本規約第12条）一式を当社に返却しなければならない。

第7条 審査料

資格認定審査及び更新審査の申請は、所定の申請書に所定の審査料を添えて申し込みをしなければならない。

第8条 資格の帰属

本資格は、認定授与者個人に一身専属的に帰属する。

第2章 公認プロファイラーの権利と義務

第9条 公認プロファイラーの活動（以下「本活動」という）

1. 公認プロファイラーは本規約の定めに従い、EQ 理論及びEQI[®]を通じて個人の自立と成長を支援する目的で、訓練と経験に基づく技能によってEQI[®]受検者に対し、EQI プロファイリングを実施することが出来る。なお、EQI プロファイリングとはEQI アセスメントシートを公認プロファイラー個人のEQ 及びEQI[®]に関する専門的知識及び訓練と経験に基づく技能により分析し、受検者本人に対し、1対1の対面によりフィードバックを行うことを指す。ただし、EQI[®]の購入については別途当社が定める条件を満たした場合に限る。
2. 当社は公認プロファイラーに対しEQI[®]受検予定者の紹介その他業務のあっせん等を行うものではなく、公認プロファイラーに対して、その資格により経済的利益が得られるか否かについて一切保証するものではない。

第10条 公認プロファイラーの活動条件

1. 公認プロファイラーは、本活動にあたり、EQGA 公認プロファイラー証を携帯し、当社の企業理念に基づく公認プロファイラーである旨を説明しなければならないものとする。
2. 公認プロファイラーは、本活動にあたりEQI[®]を実施する場合は、EQI[®]受検者に対し以下のことを書面にて明示的に示し、了承を得なければならないものとし、その了承がない場合には、実施してはならないものとする。
 - (1) EQI[®]の商標及び著作権その他一切の知的財産権は当社が所有すること。
 - (2) EQI[®]の利用方法として当社が定める方法に従い利用すること。
 - (3) EQI[®]にかかる検査冊子等は、使用後速やかに当社に返却する必要があること。
 - (4) EQI[®]の利用により得られるいかなる結果、その内容、効果及びその他一切について何ら保証するものではないこと。
 - (5) EQI[®]を利用したことで得られた個人情報その他一切の情報に基づいて、何らかの作為又は不作為を行った結果の責任は、当社は一切負わないこと。
 - (6) 当社がEQI[®]に係る研究開発を目的として、EQI[®]を利用する者のプライバシー等を侵害しない範囲で検査結果データを無償にて利用すること。
3. 公認プロファイラーは本活動にあたり、第三者の個人情報を取り扱う場合は、法令上及び公認プロファイラーが当事者である如何なる契約にも違反せず、また、必要な許認可、届出等の手続がなされておりその条件に違反しないものとする。

第11条 公認プロファイラーの届出義務

1. 公認プロファイラーは、認定時に届け出た氏名・住所・所属等に変更が生じた場合又は資格証を紛失した場合は、すみやかに当社に対し報告する義務を負うものとする。
2. 前項の報告は、当社指定の様式にて報告するものとし、資格者証の再交付が必要な場合には当社が定めるとおり手数料を支払うものとする。

第12条 知的財産権の保護義務

1. 公認プロファイラーは、本活動のため当社が提供した文書又は電子媒体等の有体物によるEQI®に関連する一切の資料（以下「資料等」という）につき、著作権その他一切の知的財産権は、当社に帰属することを確認するものとする。
2. 公認プロファイラーは、資料等の全部又は一部を、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、転載、翻訳、複製その他複製及びデータベース、磁気媒体、光ディスク等への入力及び二次的なデータ作成を行ってはならないものとする。
3. 公認プロファイラーは、資料等につき、第三者から知的財産権侵害を問われた場合には、直ちに当社に報告するものとする。
4. 公認プロファイラーは、本条の規定に違反した場合は、即時に本資格を失効するとともに、該当違反行為によって当社が被った損害及び機会逸失による損害を賠償する責務を負うものとする。

第13条 禁止事項

公認プロファイラーは、本活動にあたり以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (2) 詐欺行為、その他犯罪に結びつく行為
- (3) 当社及び他人の知的財産権、肖像権、プライバシー権を侵害する行為
- (4) 当社の本資格の運営・維持業務に支障を与える行為
- (5) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為
- (6) 反社会的勢力を援助・助長する行為

第3章 公認プロファイラーの倫理規定

第14条 責任

1. 公認プロファイラーは、EQ理論及びEQI®を通じて、個人の自立と成長を支援することを使命とし、個人が現在の状況について認識を深め、将来の行動パターンを改善するための援助に努めるものとする。
2. 公認プロファイラーは、自らの専門的業務に責任を負うものとする。そのため、本資格取得後もEQIプロファイリングに関わる技法及びこれを適用して的確なフィードバックを行う能力を継続的に高めるよう精進しなければならない。また、業務の遂行にあたっては、EQI®受検者のプライバシーを十分尊重し、EQI®検査結果に基づいてEQI®受検者の現在の状況を認識・確認し、将来の行動目標の指針を示すことのできるよう努力しなければならない。
3. 公認プロファイラーは決してEQI®受検者の利益に反する目的のために行動してはならない。
4. 公認プロファイラーは、本活動にあたりEQI®受検者との間で紛争等が生じた場合は、すみやかに当社に対し報告する義務を負うとともに、自らの責任と費用において解決するものとする。

第15条技能

公認プロファイラーは、訓練と経験に基づく技能によってEQI®受検者に援助・介入を行うものである。そのため常にその技能を研鑽し、高度の技術水準を保つように努め、一方、自らの技能の限界についても十分にわきまえておかななくてはならない。

第16条秘密保持

公認プロファイラーは、自己の業務を遂行する際に知り得た当社、EQI®受検者又は顧客（以下「相手方」という）に係る一切の情報を、公認プロファイラーとしての業務のためにのみ使用するものとし、事前に当社又は相手方からの承諾がない限り、第三者に開示又は公表してはならない。

第17条EQI プロファイリング技法

1. 公認プロファイラーはEQI®受検者の意思を尊重し、検査受検を強制してはならない。またその技法をみだりに使用してはならず、EQI プロファイリング結果が誤用・悪用されないように配慮しなければならない。
2. 公認プロファイラーは、EQI プロファイリング技法に関するテキストや配布資料等を自らの業務目的以外に第三者に開示、提供、頒布してはならない。

第18条援助・介入技法

1. 公認プロファイラーは、EQI プロファイリング業務を自らの能力の範囲内で行い、常にEQI®受検者が最善の援助を受けられるように努める必要がある。
2. 公認プロファイラーは、自らの影響力や私的欲求を常に自覚し、相手方の信頼感や依存心を不当に利用しないように留意しなければならない。
3. 公認プロファイラーは、本活動にあたり、本活動の全部又は重要な一部を委託してはならないものとする。

第19条研究

公認プロファイラーは、EQI プロファイリングに関する研究を行う場合、EQI®受検者や関係者の業務遂行に支障をきたさない範囲で行うよう留意し、EQI®受検者や関係者にその目的を告げて同意を得た上で行うものとする。EQI®受検者や関係者の心身に不必要な負担をかけたり、あるいは、苦痛や不利益をもたらす行為を行ってはならない。

第20条公開

公認プロファイラーが公衆に対してEQI プロファイリングの知識や専門的意見を公開する場合には、公開内容について誇張がないようにし、公正を期するものとする。

第4章 一般規定

第21条 個人情報の取扱

当社は、公認プロファイラーに関する個人情報は、別途同意いただいたプライバシーポリシーに則り厳正に取り扱うものとする。

第22条 反社会的勢力との関係

1. 公認プロファイラーは、現在及び将来において、次の各号に定める内容を、自らについて、相手方に対し、表明及び確約するものとする。
 - (1) 公認プロファイラーが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと
 - (2) 公認プロファイラーが、反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金もしくは役務提供等を行わないこと、及び反社会的勢力を利用し又は取引等を行わないこと
 - (3) 公認プロファイラーが自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為を行わないこと
2. 公認プロファイラーは、前項により本契約が解除された場合、かかる解除により当社に生じた損害を賠償するものとする。

第23条 地位譲渡の禁止

1. 公認プロファイラーは、当社の書面による事前の承諾なく、本規定上の地位又は本規定に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできない。
2. 当社は本規定にかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本規定上の地位、本規定に基づく権利及び義務並びに公認プロファイラーの登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、公認プロファイラーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとみなす。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとする。

第24条 本規約の有効期間

本規約の有効期間は、本資格の有効期間と同様とし、本資格の更新により自動的に更新されるものとする。

第25条 損害賠償

公認プロファイラーは、本規約に別段の定めがある場合を除き、本規約に違反し当社に損害を与えた場合は、当社に対し当該損害を賠償する責務を負うものとする。

第26条規約の改定

当社は、本規定の内容を変更できるものとする。その場合、原則、公認プロファイラーの同意を得るものとする。ただし、変更後10日以内に異議又は公認プロファイラーの資格を返還しない場合、変更後公認プロファイラーとしての行為を行った場合は変更後の規約に同意したものとみなす。

第27条合意管轄

本規約に関して、当社と公認プロファイラーの間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の規約への同意を証するため、本書を2通作成し、双方各1通保有する。

平成 年 月 日

EQGA 公認プロファイラー

住所

氏名

印